

サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の移譲の概要

平成 27 年 7 月 7 日
福 井 県 福 井 市

1 提案概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限の他、登録等の事務も併せて、手挙げ方式により、希望する市町村への移譲を求めるもの。

2 現状課題

①サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の計画での供給目標と実際の整備数に大幅な乖離があり、他の計画の整合性が図られない。

供給目標数(H26年度まで):366戸 実績(H26年度):781戸

②供給目標を大きく超えたサ高住の多くが、市の郊外に整備されている。

県の計画では福井市を含めた4市町合計で供給目標数が設定されており、サ高住の適正配置を行いにくい状況にある。市で地域ごとの供給目標数を設定、管理する方が望ましい。

また、市として単費でサ高住に対して補助を行うことも想定できるが、実態に合わない計画が策定され、供給計画を十分に上回るサ高住の整備が行われているような外観が生じているため、補助制度の立案等が難しい。

3 具体的支障事例

・具体的支障事例として、市内でのサ高住の偏在があり、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、コンパクトシティの概念に逆行している。(資料①、②)

(本市内のサ高住の約8割(20棟588戸)が、まちなか地区外に整備されている。)

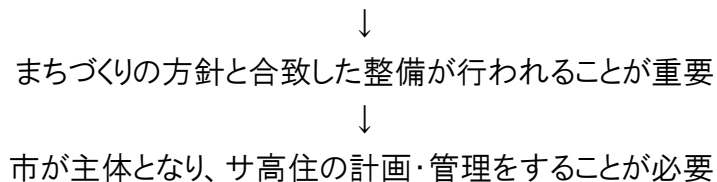
・高齢者向け住宅の郊外への整備は、社会保障費のみならず高齢者の移動支援などさまざまな経費を増大させる。

4 制度改正の必要性

①県が計画、管理している現状において、計画数と整備数の乖離や偏在等が問題となっている。

②サ高住が、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらなる整備が想定される。

(資料③)



5 権限移譲による効果

①高齢者住まい法では、都道府県が法に基づき策定する計画の中で、登録基準の強化・緩和が可能となっているが、希望する市町村に対し、計画策定権限を移譲することにより、市独自の登録基準の設定ができ、一定のコントロールが可能となる。

(例)

緩和・市街地中心部に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、中心市街地への整備を誘導する。

※本市では、交通利便性の高い中心市街地において、高齢者の交流の場づくりと介護予防を目的とした「生き生き長寿よろず茶屋」事業に取り組んでおり、このような事業と連携しながらより効果的なものとして施策展開することが可能となる。

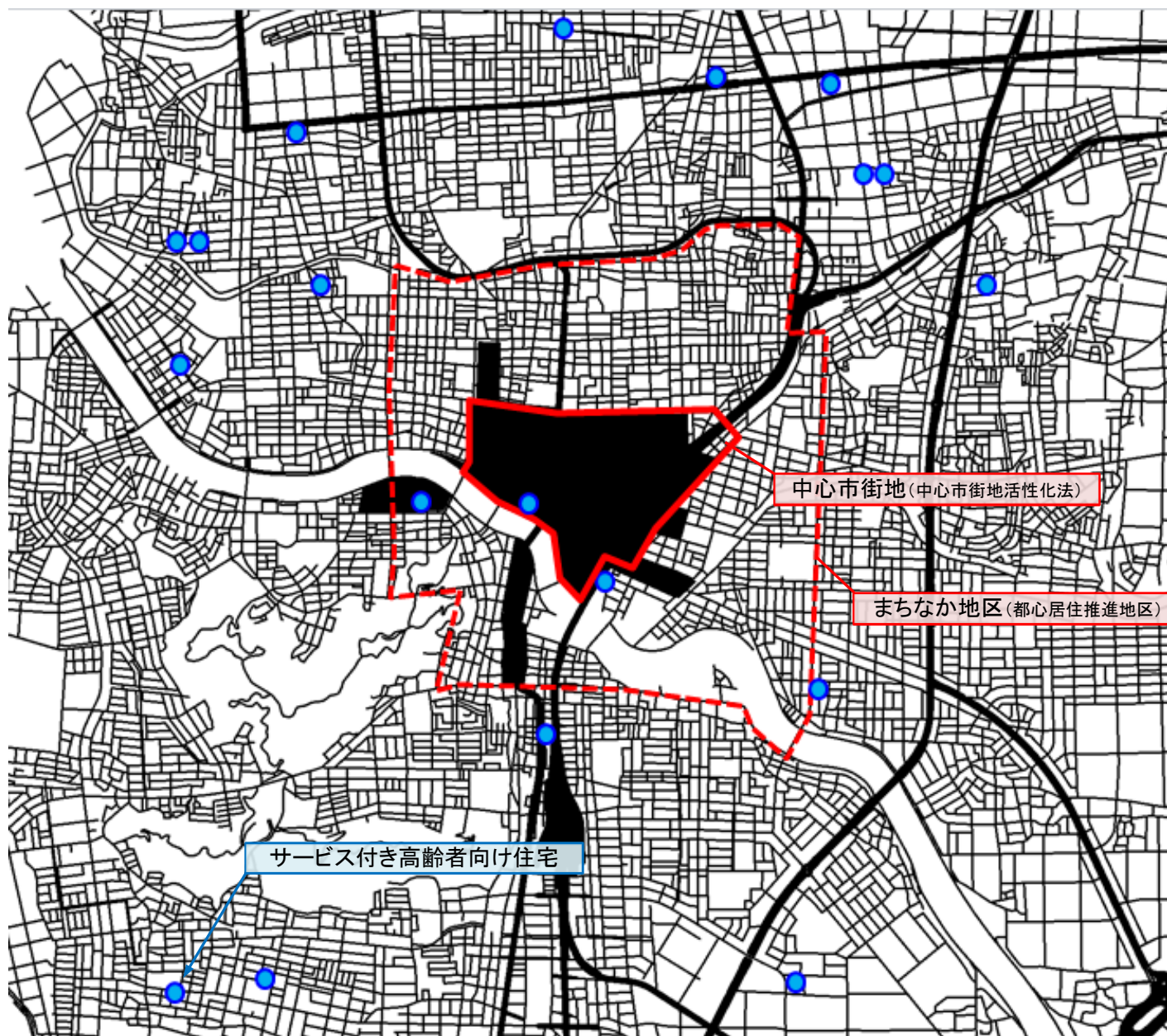
強化・駅・停留所までの距離が遠い地域や運行本数が少ない地域、又は商店街から距離のある地域などの交通不便地域への立地に対しては、居住者に対する移動手段の確保を登録基準として設ける等により、サービスの向上が図られると同時に、事業者に対しては、郊外への整備を抑制する。

②サ高住の整備は、介護保険サービス量と密接な関連があることから、介護保険者である市が、サ高住に関し、整備計画から登録事務等のすべての権限を持つことがより効果的である。

また、地域包括ケアシステムでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目指している中で、施設から地域での生活に移行する際には、市とサ高住設置者が協働し、サ高住への受入を円滑に行うなど効果的な取組みも行うこともできる。

さらには、サ高住に入居する高齢者は元気な高齢者も多く、サ高住自体を地域の交流の拠点として位置づけ、市の介護予防事業などとも連携しながら、高齢者が地域で活躍していただくことにも繋がる。

福井市におけるサービス付き高齢者向け住宅の整備状況



【改訂】福井市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。都市づくりの目標となる都市の将来像などの全体の方針や土地利用などの分野別の方針、地域別のまちづくり方針などを明らかにすることにより、都市づくりを進めるための総合的な指針とします。

目標年次は、概ね 20 年後〔平成 42 年〕とします。

暮らしの豊かさを実感できる
「歩きたくなる」まち
を目指して…



平成 22 年 3 月

福井市

■「多様な拠点づくり」に向けた推進方針

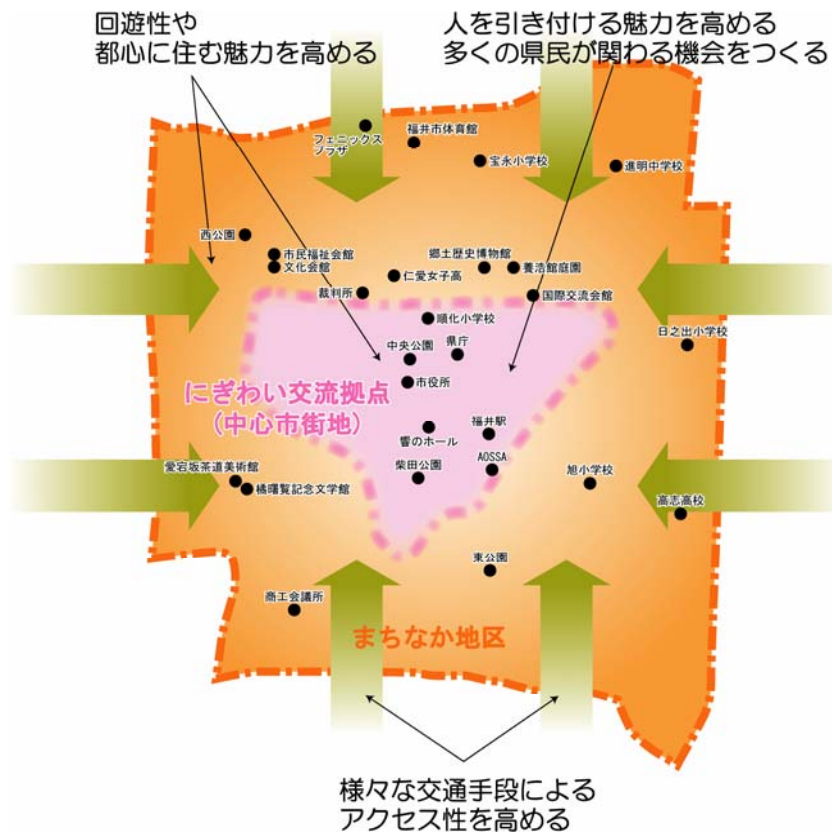
魅力や活力を高めるために、都市活動やにぎわいある人々の交流を育むよう、県都・福井市を支える多様な拠点づくりを進めます。

◇にぎわい交流の拠点づくり

・まちなか地区、にぎわい交流拠点の設定

JR福井駅を中心とした都心部には、福井市の都市づくりの基礎として商業・業務・行政機関などの広域的な都市機能が集積するほか、その周辺には足羽山や足羽川、福井城址や養浩館などの自然や歴史資源が豊富にあります。この地域を、福井県及び福井市の社会経済活動の中心的役割を果たしてきた地区として、まちなか地区と位置づけます。

また、まちなか地区の中心的な拠点となるJR福井駅を中心としたエリアを県都の活力を支えるための「にぎわい交流拠点」である中心市街地として位置づけます。そのうえで、多くの人が関われる環境と回遊性、アクセスの利便性を向上させるとともに、市民・県民だけでなく、県外からの来訪者・観光客にとっても魅力のある空間づくりを、足羽川や福井城址などの地域資源を活かしながら進めます。



■にぎわい交流拠点の空間イメージ

・回遊性と魅力づくりの考え方

特に、回遊性の視点からは、地域の歴史資源や自然環境の景観特性と調和した良好な景観の形成や、光を活かした魅力的な夜間景観の創出とそれらを楽しむ回遊ルートの設定、「歴史のみち」を活用した足羽山や足羽川とのネットワークづくりを、浜町や片町などの歴史や食を活かしたもてなし空間などと連携させながら、回遊の魅力を高めます。

主要な機能をネットワークする歩行者空間を確保するとともに、水や緑を活用したオープンスペースや人だまり空間の確保、表と裏をつなぐ路地空間の確保など、行き交う人々が主役となり歩いて楽しめる空間を創出します。

第七次 福井市老人保健福祉計画。
第6期 福井市介護保険事業計画

< オアシスプラン 2015 >

平成27年度 ~ 平成29年度



福 井 市

平成27年3月

《福井市地域包括ケアシステム》

地域包括ケア推進協議会 (P.14)

- ①平成37年度に向けた福井市の地域包括ケアの将来像の提言及び地域包括ケア推進のための施策の提案
- ②老人保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理
- ③介護保険により提供されるサービスに関する調査分析・検討
- ④ほやねっとの設置・運営・評価等に関する事項その他地域支援事業の実施に必要な事項
- ⑤地域密着型サービス事業等の実施に必要な事項

- ①総合相談支援業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ②権利擁護業務 ④介護予防ケアマネジメント業務

- ・日常生活圏域とほやねっとの
担当エリアの見直し
→日常生活圏域の見直し (P.31)
→ほやねっとの増設 (P.31)
- ・ほやねっど機能の強化
→認知症対応力の充実 (P.35)
→職員員の資質向上 (P.35)
→ほやねっどを統括する体制の整備 (P.35)
→運営方針の提示と評価の実施 (P.35)
→情報共有の推進 (P.35)
→活動への支援と周知 (P.35)
- ・地域ケア会議の充実
→地域ケア会議開催の支援 (P.36)
→施策への反映 (P.36)

ほやねっど(地域包括支援センター)

介護予防・疾病予防

- ・介護予防(介護が必要な状態にならないために)
→自治会型デイホーム (P.63)
→いさいき長寿よろず茶屋 (P.63)
→介護サポーターポイント制度 (P.64)
→介護予防事業対象者の把握 (P.64)
→介護予防教室 (P.64)
→地域リハビリテーション活動支援事業 (P.64)
→いさいき教室・いさいき筋トレ教室
- ・疾病予防(生活習慣病等にならないために)
→特定健康診査、長寿健康番査、がん検診、国保一日人間ドック (P.23)
→特定保健指導 (P.24)
→悪化防止のための健康教育 (P.24)
→身近な場所での健康相談 (P.24)
→一人ひとりの生活状況に応じた訪問指導 (P.24)
→インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン予防接種 (P.24)
- ・健康づくり
→健康づくりや生活習慣病予防のための普及啓発 (P.25)
→全国健康福祉祭(ねんりんピック)等の参加者への支援 (P.25)
→軽スポーツ大会の開催 (P.25)
→生涯スポーツの推進 (P.25)



高齢者の生きがいづくり・社会参加

- ・高齢者の生きがいづくり
→生きがい健康づくりに関する立案と進行管理 (P.17)
→生きがい講座の充実 (P.17)
→生涯学習の推進 (P.17)
→取組成果を公表する場の提供 (P.18)
→世代間交流事業の推進 (P.18)
- ・地域活動の推進
→地区敬老事業の充実 (P.22)
→老人クラブ活動の活性化 (P.22)
- ・高齢者のボランティア活動の推進
→ボランティア情報の提供とボランティア活動支援 (P.19)
→介護サポーターポイント制度の拡充 (P.19)
→既存団体によるボランティア活動の推進 (P.19)
→生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置等によるボランティア活動の促進 (P.20)
- ・就業機会の充実
→就労環境整備 (P.22)
→就業支援 (P.22)
→シルバー人材センターの充実 (P.22)

高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域の中で支え合いながら安心して生活を送れる社会づくり

※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される範囲(日常生活圏域)を単位として、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができることを目的として構築するものです。市では、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年(平成37年)を見据えて、地域包括ケアシステムを構築します。

介護サービスの提供

- ・地域密着型サービスの整備
→認知症対応型共同生活介護 (P.66)
→看護小規模多機能型居宅介護
・小規模多機能型居宅介護 (P.67)
→定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P.67)
→地域密着型介護老人福祉施設 (P.67)
→認知症対応型通所介護 (P.67)
→地域密着型通所介護 (P.68)
- ・居宅サービスの整備
→訪問介護・通所介護 (P.68)
→訪問入浴介護 (P.68)
→訪問看護 (P.68)
→訪問・通所リハビリテーション (P.68)
→特定施設入居者生活介護 (P.68)
- ・施設サービスの整備
→介護老人福祉施設 (P.68)
→介護老人保健施設 (P.68)
→介護療養型医療施設 (P.68)
- ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業
→訪問型サービス、通所型サービス等の見込み量 (P.74)
→専門性が求められるサービス等の提供 (P.75)
→従来制度の拡充 (P.75)
→新しい担い手づくり (P.75)

- ・第6期の事業費の見込み及び保険料 (P.76)
- ・要介護・要支援認定の適正化 (P.78)
- ・適正な介護サービスの確保
→介護保険事業の円滑・適正な運営 (P.79)
→介護保険サービスの事業者の資質向上 (P.79)
→サービスの適正化 (P.80)
→ケアプランの適正化 (P.80)
→給付内容の適正化 (P.80)
- ・利用者負担の適正化 (P.80)
- ・低所得者対策
→公費による保険料軽減の強化 (P.81)
→介護保険サービス利用者負担の軽減 (P.81)

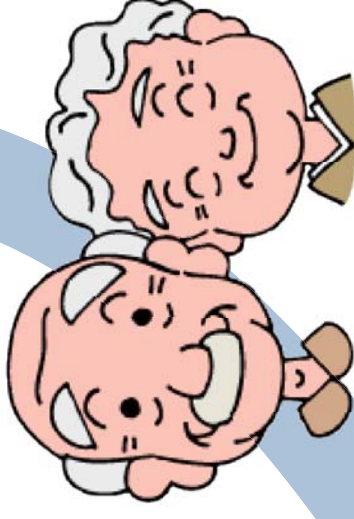
高齢者の住まいの提供

- ・居宅住環境の整備
→住まいる環境の整備支援 (P.54)
→高齢者世話しき住宅に対する生活援助員派遣 (P.55)
→まちなかでの優良賃貸住宅の整備 (P.55)
→既存市営住宅の改善 (P.55)
→サービス付き高齢者向け住宅の整備 (P.55)
- ・在宅での生活が困難な高齢者に対する住まいの提供
→介護老人ホームへの入所措置 (P.55)
→高齢者生活福祉センターへの措置入所 (P.55)

- ・高齢者に配慮したまちづくりの推進
→高齢者の外出移動支援の充実 (P.55)
→高齢者福祉施設の充実 (P.55)
→高齢者を対象とした交通安全教室の開催 (P.56)
→歩行空間の整備 (P.56)
→民間施設バリアフリーの推進 (P.56)
→公共施設等バリアフリーの推進 (P.56)
→市ホームページバリアフリーの推進 (P.56)
→出かけたくなる場の提供 (P.56)
- ・権利擁護の推進
→成年後見制度等の利用推進 (P.57)
→市民後見の推進 (P.58)
→高齢者虐待に関する理解の普及啓発 (P.58)
→虐待発生の未然防止 (P.58)
→高齢者虐待ネットワークによる対応 (P.59)

在宅での医療サービスの提供

- ・在宅医療・介護の連携に係る施策の検討・推進 (P.44)
- ・多職種連携体制の整備
→多職種連携関係の構築 (P.45)
→情報共有の様式の検討 (P.45)
→ケアマネジャーの医療知識の向上 (P.45)
- ・在宅医療・介護についての知識の普及啓発 (P.45)



地域(自宅)で安心して生活を送るための支援

- ・高齢者の見守り体制の充実
→見守りネットワークの構築 (P.47)
→地域支え合いマップの活用 (P.47)
→高齢者のみ世帯の実態把握 (P.48)
→高齢者のみ世帯の見守り活動の推進 (P.48)
→乳酸菌飲料配付・食会会の開催 (P.48)
- ・高齢者の在宅生活のための支援
→緊急通報装置のレンタル (P.51)
→福祉電話のレンタル (P.51)
→オアシスキット(救急医療情報キット)の配付 (P.51)
→日常生活用具(防火用具)の給付 (P.51)
→日常生活援助事業(えがおでサポート事業) (P.51)
→障がい洗濯サービス (P.51)
→紙おむつ等の支給 (P.51)
→屋根雪下ろし費用の補助 (P.52)
- ・買い物支援の充実
→「おたすけ便」による買い物支援 (P.52)
→軽度生活援助事業による買い物支援 (P.52)
→介護保険・障害福祉サービスによる買い物支援 (P.52)
→地域バスの整備、地域コミュニティバス・コミュニケーションバスをまいる運行支援 (P.52)
- ・防犯・防災体制の確立
→ひとり暮らし高齢者宅への防火訪問 (P.53)
→避難行動要支援者名簿の作成・活用 (P.53)
→自主防災組織への支援 (P.53)
→消費者教育・相談 (P.54)
→各種相談会の開催 (P.54)

認知症対策

- ・認知症施策の検討・推進 (P.38)
- ・認知症予防と知識の普及啓発
→認知症サポーターの養成 (P.39)
→認知症サポーターの活動支援 (P.39)
→認知症の人ややさしいお店登録 (P.39)
→認知症理解普及月間 (P.39)
→認知症予防に向けた取組 (P.39)
- ・認知症の早期発見・早期対応
→認知機能低下チェックと関係機関との連携 (P.40)
→認知症初期集中支援チームによる支援 (P.40)
- ・認知症ケアの充実・地域づくり
→認知症地域支援推進員の配置 (P.41)
→認知症コーディネーターの配置 (P.41)
→認知症に関するサービスの整理 (P.41)
→認知症非単独SOSネットワークの構築 (P.41)
- ・認知症の人とその家族への支援
→認知症カフェへの支援 (P.42)
→介護者の集いの開催 (P.42)

